

令和5年八千代市農業委員会

第3回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和5年八千代市農業委員会第3回総会議事日程

開催日時	令和5年3月8日（水）午後1時30分～午後3時00分
開催場所	八千代市上下水道局2階 大会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第6号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件
議案第2号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第5号	令和5年度八千代市農作業別標準料金の設定について
議案第6号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（13名）

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	13 齋藤孝一
14 小名木伸雄		

（欠席委員：12 間野恵一）

◆出席農地利用最適化推進委員（13名）

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中臺保美	12 今井茂

13 櫻井正浩

◆事務局（5名）

局長 村田 順儀 次長 小林 直樹 主査 中尾 通彦
主任主事 樽見 侑樹 主事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

◆総会議事録

議長 (小名木会長)	皆さん、こんにちは。 私から議事に入る前に1点申し上げます。 新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続きマスクの着用にご協力いただき、発言する際には着座にてお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。 ただ今出席されております、農業委員は14名中13名、推進委員は13名中13名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和5年八千代市農業委員会第3回総会は成立いたしました。
議長	ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め、指名します。 13番 齋藤委員、1番 市川委員、両委員にお願いします。
議長	日程第2、議案第1号から議案第6号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。 この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。
議長	日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読

<p>局長</p>	<p>本件は、2月28日、地区担当の將司委員、鈴木美登推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。八千代市役所の南西約300から400mにそれぞれ位置しています。</p> <p>申請内容は、相続人は既に平成31年2月に生前一括贈与を受け、令和2年9月から贈与税の納税猶予が適用されていましたが、令和4年5月23日に被相続人が死亡し、相続税の納税猶予の適用に切り替わるため、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の提出がありました。</p> <p>納税猶予を受けるための要件として、被相続人は、農地等の生前一括贈与をした個人であること、相続人は、相続税の申告書の提出期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うこと、対象地は、農地として適切に管理されていること、すべて要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 鈴木推進委員どうぞ。</p>
<p>鈴木美登推進委員</p>	<p>6番 鈴木美登です。</p> <p>去る2月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、申請人は納税猶予を受けるための要件を満たしておりますので、適格者証明書を発行するにあたり、問題はないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p>

	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり適格があると認め、証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号については、原案のとおり適格があると認め、証明することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条の件、申請番号1番及び2番は関連する案件となるため、一括して説明、審議及び採決を行います。申請番号1番及び2番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【1番及び2番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、2月28日、地区担当の將司委員、鈴木美登推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図2ページをご覧ください。JA八千代市本店の北東約200mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の3ページとなります。</p> <p>申請理由は、建築条件付売買予定地として計画したいとするものです。建築条件付売買予定地とは、一定期間内に指定された建築業者と、建築請負契約を成立することを条件に、売買される土地をいいます。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は、農用地ではありません。市街地化の傾向が著しい区域内にあり、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えているため、第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となります。</p>

	<p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書及び融資証明書で確認しています。</p> <p>他法令関係は、都市計画法及び八千代市残土条例に該当し、必要な申請及び承認を得ています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること、排水について、汚水は、合併浄化槽で処理後、雨水管へ接続し、雨水は、貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ放流すること、工事中は、防塵ネットを設置し、安全確保に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 将司委員どうぞ。</p>
将司委員	<p>6番 将司です。</p> <p>去る2月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされておりましたが、保全管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、市街地化の傾向が著しい区域にあり、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>雨水はU字溝に流すということですが、オーバーフロー分を流すということですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
花島委員	<p>U字溝は最終的にどこにつながっているのですか。</p>
申請人	<p>公道上の雨水管に接続します。</p>
花島委員	<p>雑排水の管とは別になりますか。</p>

申請人	合併浄化槽を経て、公道上の雨水管に接続するため、同じになります。
議長	他に質疑ありませんか。 5番 安原委員どうぞ。
安原委員	5番 安原です。 宅地開発をするにあたって、今回の申請地を選んだ理由を教えてください。
申請人	周辺に住宅が多くあり、申請地にも建てることで、地域発展につながると考えました。
安原委員	宅地造成後の販売スケジュールを教えてください。
申請人	順調にいけば、令和5年8月頃に完成すると考えています。その後、インターネット等から販売します。
安原委員	建築条件付ということで、一定期間内に指定された建築業者と請負契約することが条件とありますが、分かりやすく説明してください。
申請人	宅地造成後に、お客様の意向に沿った住宅を建築するものです。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請人は退室してください。
	【1番及び2番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第2号の1番及び2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番及び2番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番及び2番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の件、申請番号1番及び2番は関連する案件となるため、一括して説明、審議及び採決を行います。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、2月28日、地区担当の齋藤委員、櫻井推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図4ページをご覧ください。たか橋の南東約400から700mに位置しています。 申請内容は、土地の贈与による所有権移転です。 農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。 下限面積要件は、現在の耕作面積は18,969㎡ですので、すでに30a要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 13番 櫻井推進委員どうぞ。</p>

<p>櫻井推進委員</p>	<p>13番 櫻井です。 去る2月28日に現地調査を行いました。 現地は農地として、適切に管理されておりました。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、 許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号の1番及び2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の1番及び2番について、原案のとおり許可することに賛成 の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の1番及び2番については、原案のとおり許可する ことに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号3番について、申請人にお越しいただいておりますので、 入室願います。</p> <p>【3番 申請人入室】</p>
<p>議長</p>	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>

申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	<p>本件は、2月28日、地区担当の今井推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図5ページをご覧ください。旧八千代市少年自然の家の北東約400mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は7,275㎡ですので、すでに30a要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>12番 今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>12番 今井です。</p> <p>去る2月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は田として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯と聞いておりますので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	<p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>ご住所が千葉市若葉区ということですが、遠方から通われて耕作するのは大変だと思います。今回、八千代市の農地を選ばれた理由を教えてください。</p>
申請人	<p>千葉市で農家をやっている中、今回の農地を紹介され、八千代市にも拠点を持ちたいと思いました。娘が八千代市に住んでおり、将来的には農業経営を引き継がせたいと考えております。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>2番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。</p> <p>現在、どのような営農をしているか教えてください。</p>
申請人	<p>千葉市では水田は保全管理をしています。メインは畑で、サトイモやソラマメを作っております。また、果樹として、クリ、カキ、ミカン、イチジクを栽培しています。</p>
黒崎委員	<p>娘さんは農業従事者でしょうか。今後携わる予定であれば、その意思是確認済ですか。</p>
申請人	<p>現時点では、農業に従事しておりません。将来的に農業に携わる意思があることは確認済です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>水田を耕作する機械については、どのように確保するつもりですか。</p>
申請人	<p>機械類については、地元の農業法人MR Iにお世話になる予定です。今後、申請地の隣地も購入する予定のため、その際には、自分の機械を持ってきて拠点を作ります。</p>

議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p> <p>【3番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第3号の3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の3番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画審議の件、本件は全部で14件ありますが、申請番号2番と申請番号8番は委員が関係しておりますので、先に申請番号2番と8番をそれぞれ審議・採決を行い、その後、申請番号1番、3番から7番、9番から14番の審議・採決を行います。 それでは、まず申請番号2番について、審議・採決を行います。当該委員は、質疑が終わりましたら退室してください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>

<p>局長</p>	<p>右上に「参考案内図1-2」と記載があります案内図をご覧ください。 場所は、八千代ふるさとステーションの南西約500mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1筆につき年間米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が200日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。</p> <p>【当該委員退室】</p>
<p>議長</p>	<p>議事を進めます。 これより、議案第4号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の2番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の2番については、原案のとおり承認することに決</p>

	<p>定しました。</p> <p>当該委員，入室願います。</p> <p>【当該委員入室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>次に，申請番号８番について，審議・採決を行います。当該委員は，質疑が終わりましたら退室してください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>「参考案内図１－８」をご覧ください。</p> <p>場所は，旧八千代市少年自然の家の南西約２００mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，使用貸借権の再設定で期間は１年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について，「全部効率利用要件」は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は，従事日数が２５０日ですので，１５０日要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>それでは，当該委員は退室してください。</p> <p>【当該委員退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより，議案第４号の８番について，討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の8番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の8番については、原案のとおり承認することに決定しました。 当該委員、入室願います。</p>
<p>議長</p>	<p>【当該委員入室】</p> <p>議事を進めます。 次に、申請番号1番、3番から7番、9番から14番について、一括して審議・採決を行います。 1番、3番から7番、9番から14番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>局長</p>	<p>戻りまして「参考案内図1-1」をご覧ください。 場所は、八千代ふるさとステーションの南西約400から500mにそれぞれ位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>局長</p>	<p>「参考案内図1-3」をご覧ください。</p>

	<p>場所は、吉橋八幡神社の北約100から200mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、2筆合計で年間10,000円です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が250日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-4」をご覧ください。</p> <p>場所は、吉橋八幡神社の北東約200から300mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、2筆合計で年間10,000円です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-5」をご覧ください。</p> <p>場所は、吉橋八幡神社の東約200mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、年間5,000円です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は260日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	「参考案内図1-6」をご覧ください。

	<p>場所は、しのだの森ホスピタルの南東約200から300mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありませんが、貸付地はあります。この貸付地は、適切に営農されており問題ありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-7」をご覧ください。</p> <p>場所は、市立阿蘇米本学園の西約300mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、使用貸借権の再設定で期間は1年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-9」をご覧ください。</p> <p>場所は、神尾橋の北東約100mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、貸借権の新規設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、10a当たり年間11,000円です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が216日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-10」をご覧ください。</p> <p>場所は、八千代松陰中学校・高等学校の北東約1,000から</p>

	<p>1, 100mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、申請番号12番が賃貸借権の新規設定、それ以外は賃貸借権の再設定で、期間はいずれも3年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、10a当たり年間10,000円です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」が、従事日数は360日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号の1番、3番から7番、9番から14番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>2番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。</p> <p>申請番号11番から14番についてですが、昨年の利用状況調査の際、堆肥が生のまま運ばれているということで、臭いについて近隣住民から苦情が出ていると話を聞きました。作物を作りたいのであれば、八千代市は市街化していて、人口も増え続けている中、近隣の方たちと調和を図らなければ継続できないと思いますので、そのあたりの対策をしっかりと示していただいた上で借りるのが妥当ではないかと思います。手広くやるのは良いのですが、管理がずさんになってしまうのであれば、許可するのはいかななものかと思います。</p>
議長	<p>今、反対という立場で討論がありましたが、他に討論ありませんか。</p> <p>同じ酪農家として、加茂委員は何かご意見ありますか。</p>
加茂委員	<p>八千代市は市街地と近接している農地が多いため、私自身も堆肥の扱いにはかなり気を遣っています。しかしながら、そのことと今回の申請の可</p>

	否は別の問題と考えます。生ふんを農地に散布しても、すぐに耕起すれば法的にも問題はありません。
議長	小林推進委員は、周辺の方から苦情を聞いていますか。
小林推進委員	臭いについて苦情は出ています。
市川委員	ここは以前、遊休農地対策委員会で開墾した所だと思います。現状、畑として機能しているのでしょうか。
小林推進委員	しっかりした畑となっています。
議長	苦情も出ているということで、堆肥の管理をしっかりとるように、条件を付けた上での承認で採決を取りたいと思います。
議長	他に討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 まず、議案第4号の1番、3番から7番、9番から10番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第4号の1番、3番から7番、9番から10番については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	続いて、議案第4号の11番から14番については、堆肥を使用する際に、周辺から苦情が出ないように対策を講じることを条件とし、承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。

	<p>よって、議案第4号の11番から14番については、条件付きで原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第5号 令和5年度八千代市農作業別標準農作業料金の設定について、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案書は12ページとなります。</p> <p>併せて「別紙1 令和5年度八千代市農作業別標準農作業料金の設定について」をご覧ください。</p> <p>農業委員会は、農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする、農地法第52条に規定されておりますことから、令和5年度における農作業別の標準農作業料金を設定したいものです。</p> <p>なお、設定金額については、昨年度と同様に千葉県農業会議が取りまとめた県内市町村の農作業料金と同一としております。</p> <p>情報の提供方法は、本総会后、市のホームページにて行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>それでは私から質問させていただきます。</p> <p>前年度から変わったところがありますか。</p>
事務局	<p>燃料費や資材費の高騰に伴い、各項目100から200円程度値上がりしています。</p>
議長	<p>分かりました。それでは、これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行いません。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり設定することに賛成の農業委員の挙</p>

	<p>手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第5号については，原案のとおり設定することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について，事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案書は13ページとなります。</p> <p>併せて「別紙2 八千代市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をご覧ください。</p> <p>この指針は，平成29年に農業委員会の制度改正に伴い，「農業委員会等に関する法律」に基づき策定し，令和2年度に目標値等を見直し，変更したのですが，昨年5月農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し，本年4月1日の施行に伴い，国より，「最適化の推進に関する目標の達成状況の評価方法」並びに「地域計画の目標を達成するための役割」を今年度内に追加することなどが求められたため，本市の指針についても，所要の変更を行いたいとするものです。</p> <p>変更箇所は事前に送付してあります変更案の朱書き部分であり，今回は目標値の見直し等を行わず，文言の追加等が主たる変更点となります。</p> <p>また，委員の皆さんに事前配付し意見聴取したところ，ご意見がありましたので，この後，担当から説明及び回答します。</p> <p>なお，本総会後は，市ホームページにて公表する予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局	<p>指針の見直しについて，いただいたご意見を紹介し，回答いたします。</p> <p>お一人の委員さんから，3点ご意見をいただきまして，1点目は，遊休農地はできるだけ早く農地中間管理機構が管理し，耕作者を探し，借受人が決まったときに経費を回収できる仕組みを作ってはどうか，2点目は，農地中間管理機構に移管されない農地は税金を高くする制度を作ってはどうか，3点目は，農地中間管理機構に移管された農地は貸農園として活用するなど，農地中間管理機構の管理経費を少なくするための活用等を盛り込んでどうか，というものでございます。</p> <p>この指針は，八千代市農業委員会の農地利用最適化の推進の目標や取組</p>

	<p>を定めたもので、いただいたご意見につきましては、農地中間管理機構の仕組み作りや税部門の制度改正の提案となりますので、農業委員会の指針に取り込むことは難しいと考えます。</p> <p>貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、農地中間管理機構も出席する千葉地域農地利用集積推進協議会等で伝えてまいります。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第6号について、討論・採決を行いません。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行いません。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり変更することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第6号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の</p>

	件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第2号については，報告のとおり届出があり受理済みでありますので，ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について，農地法第5条届出書の件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第3号については，報告のとおり届出があり受理済みでありますので，ご承知願います。
議長	その他としまして，八千代市農業委員会だより第50号の配付についての説明を，広報委員会の稲垣副委員長から願います。
稲垣委員	<p>広報委員会副委員長の稲垣です。</p> <p>今回，完成した第50号農業委員会だよりの配付のお願いです。皆さんのお手元にも用意していますので，後程ご覧いただければと思います。</p> <p>農業委員の皆さんには，担当地区の名簿と農業委員会だよりが入っている，黒い手提げ袋を用意していますので，同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ，農家の皆さんへ配付をお願いします。</p> <p>名簿は，取扱いに十分注意しながら，配付する際の記録簿としてご利用ください。なお，名簿に「郵送」と記載されている方につきましては，配付していただく必要はありません。</p> <p>皆さんお忙しいとは思いますが，ご協力をお願いします。</p> <p>なお，農業委員会だよりは，事務局のカウンターに設置するほか，農協，農業交流センター及びふるさとステーションにも設置していただく予定です。ご承知おきください。</p> <p>最後になりますが，配付が終わりましたら，「手提げ袋」と「名簿」は，必ず事務局へご返却ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の説明につきまして，質問等ありませんか。

	<p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、質疑を終わります。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、農業委員会だよりの配付にご協力をお願いいたします。</p> <p>稲垣副委員長ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、千葉県女性農業委員の会に黒澤推進委員が出席されましたので、報告願います。</p>
黒澤推進委員	<p>1番 黒澤です。</p> <p>去る3月1日、千葉市のプラザ菜の花において、「千葉県女性農業委員の会」全体会議が行われ、事務局を含め2名で出席してきました。</p> <p>開会后、「千葉県女性農業委員の会」会長から挨拶があり、その後に事例発表と情報提供がありました。</p> <p>事例発表では、「山口県農業委員会の女性協議会の取組」についてお話がありました。女性農業委員・推進委員が地域の女性指導者としての資質向上を図ることを目的として、平成21年に発足し、現在、会員は69名いるそうです。また、研修会開催の充実や女性協議会だよりの会報の発行を通して、女性委員の活躍推進に取り組んでいるとのことでした。</p> <p>最後に、令和5年度の活動計画の報告と、新役員決めがありました。本市、黒崎委員が千葉・東葛ブロックの新代表となり、「女性農業委員の会」会長職務代理となりました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>黒澤推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、令和4年度第5回意見書策定委員会が開催されましたので、市川委員長から報告願います。</p>
市川委員	<p>意見書策定委員長の市川です。</p> <p>去る2月7日、令和4年度第5回意見書策定委員会が開催されました。</p>

	<p>議事内容は意見書の回答についてです。</p> <p>まず、項目1「多目的防災網への市単独補助」で、多目的防災網の再整備にも対応する別事業へと鞍替えした点は、ある程度評価できます。しかし、市補助分の予算配分には至らなかったということで、その点は評価できません。</p> <p>この項目については、意見書に3年続けて記載をしております。今回の意見書提出に伴う市長懇談の際には、強く予算化を求めました。市長からは予算化に向けて、かけあってみると前向きなお答えをいただきました。その点を踏まえすと、この回答は納得できるものではありません。策定委員会として事務局に経緯の確認を求めました。</p> <p>項目2「第三者継承の促進」では、課題に対し検討を進めるとのことで、具体性に乏しい内容となっており、あまり評価できません。</p> <p>項目3「稲作農家に対する補助事業の創設」では、予算要求した点は評価できると思います。今後の取組に期待します。</p> <p>項目4「肥料・資材価格高騰への対策」では、昨年の肥料購入費の12%を支援する市単独の事業を立ち上げたとのことで、高く評価できます。更なる価格高騰も懸念されるため、今後も支援を期待したいと思います。</p> <p>報告は以上となります。</p>
議長	<p>ただ今の報告の中で、意見書策定委員会から事務局に経緯の確認を求めたということですが、事務局からこのことについて、説明はありますか。</p>
事務局	<p>経済環境部長より財政課との協議の際に、農業委員会の意見書で要望をいただいております。特段の配慮をするように説明を行ったとのことです。</p> <p>優先順位としては、農政課予算の中で27順位中7位、経済環境部全体でも69順位中9位と比較的高い優先度で要求を行ったとのことです。</p> <p>市の負担が義務化されている予算は優先順位が高くなることや、道の駅関連の予算が増えていることでどうしても確保ができなかったとの説明がありました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>市川委員長ありがとうございました。</p>

議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項は全部で5点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度スケジュール及び現地調査班編成について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 4月7日（金）午後1時30分から 上下水道局 2階大会議室 ○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> 3月30日（木） 担当委員：齋藤委員，市川委員 午後1時15分に事務局へ集合
議長	<p>以上で令和5年第3回総会を閉会します。</p>